

うことができますか。(6月9日更新)

A17: 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により在留期限内に再入国することができなかった外国人建設・造船就労者についても、他の立証資料を提出することなく、申請書と理由書、従前の在留カードの写しのみで申請することができます。在留カードの写しは、券面情報が確認できるものであれば、写真画像やFAXでも差し支えありません。

(注) 各機関毎の同時受入れ人数枠を超えることはできません。また、外国人建設・造船就労者の受入れ期間や人数等の変更について、適正監理計画に変更が生じることとなりますので、必ず国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

なお、本特例措置により適正監理計画の変更申請を行う場合には、出入国在留管理庁に提出した申立書及び理由書の写し並びに在留資格認定証明書の写しを国土交通省にも提出する必要があります。

また、外国人建設・造船受入事業においては、制度上一度退職(解雇)した外国人を再雇用することは認められておりませんのでご注意ください。

A18についても同様です。詳しくは、国土交通省にお問い合わせください。

Q18: 外国人建設・造船就労者として従事できる期間は限定されていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により再入国できなかった期間も、この期